

蓄電システム 交付申請時 確認事項 令和3年度

下記チェック項目で、全ての書類がそろっていることを確認して下さい。
書類が不備の場合は、受付せず返却しますのでご注意ください。

| チェック | ①・⑧ ⇒ 市の様式を使用して申請者が作成する書類。 |
|------|--|
| | ②～⑦ ⇒ 申請者が用意する書類。 |
| | ① 補助金交付申請書（様式第1号） 以後のすべての手続きは、本申請書で使用した印鑑を使用すること |
| | ② 工事請負契約書（写）、売買契約書（写）又は注文請書（写） 契約日、対象システムの購入内容及び工事期間等が確認できるもの 注文書のみは不可。 |
| | ③ 市税納税証明書（原本）又は課税状況調査同意書 市税の滞納がないことを確認します。 証明書発行窓口で「滞納なし証明書」「住宅用蓄電設備補助金用」と申請して下さい。 市税の課税がない場合は、「課税状況調査同意書」をご提出ください。 |
| | ④ 申請者の身分証明書等の写し 運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの証明書の写し 顔写真の無いものは、2点以上の写し 詳しくは、「証明書の写しの添付について」参照 |
| | ⑤ 設置箇所の現況を示す写真（設置前のもの） ・建物全体 ・蓄電システムの設置予定部分 ※申請前、概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。 （新築の建設前は、更地等の写真も可） ※実績報告時、この写真と比較することで、「蓄電システムが設置したこと」が確認できる必要があります。 |
| | ⑥ システム配置図等 ※太陽光を新設の場合には、パネルの仕様も確認できること 住宅における蓄電池の位置、蓄電池のメーカー名、型式、蓄電容量が確認できること。 |
| | ⑦ 太陽光モジュールの現況を示す写真（既に設置されている場合） 太陽光パネル等が設置されていることが確認できること。 ※申請前、概ね2週間以内のカラー写真で、日付を入れること。 |
| | ⑧ 市内工事請負契約業者の同意書 |

書類は返却できませんので、コピーをとっておいて下さい。